



佐賀県公報

平成 20 年
9 月 26 日
(金曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

規 則

◎佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部を改正する規則

(七一・県土づくり本部) 一

公布された規則のあらまし

○佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部を改正する規則(規則第七

一号)

1 佐賀県有明海沿岸道路整備事務所を小城市に移転することとした。(第一
条関係)

2 道路の許可及び認可並びに道路の管理に関する事務を総務課の分掌事務と
することとした。(第三条関係)

3 道路の占用に関する事項等を所長の専決事項とすることとした。(第七条
関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、平成二〇年九月二十九日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成二十年九月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

○佐賀県規則第七十一号

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則(平成二十年佐賀県規則第三十号)
の一部を次のように改正する。

第一条中「の整備」の下に「及び管理」を加え、「佐賀市」を「小城市」に改
める。

第三条の総務課の分掌事務中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第
六号の次に次の二号を加える。

七 道路の許可及び認可に関すること。

八 道路の管理に関すること。

第七条第一項中第九号を第二十一号とし、第八号を第二十号とし、第七号の
次に次の十二号を加える。

八 道路の占用に関すること。

九 前号の占用料の減免に関すること。

十 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十一条の規定による工事施
行命令等に関すること。

十一 道路法第二十二條の規定による工事施行命令等に関すること。

十二 道路法第二十四條の規定による工事の承認に関すること。

十三 道路法第三十五條の規定による協議の回答に関すること。

十四 道路法第四十五條の規定による道路標識等の設置に関すること及び道
路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百十條の二の規定により公安委
員会の行う道路標識等の設置について意見を述べること。

十五 道路法第六十六條の規定による調査、工事等のための立入り及び一時
使用に関すること。

十六 道路法第九十一條の規定による道路予定区域における土地の形質の変
更及び工作物の新築、増築等の許可に関すること。

十七 道路法第九十二條及び第九十四條の規定による不用物件の管理及び処

分（国土交通省所管の国有財産に係る存置協議及び高速道路内に存する国有財産の貸付けを除く。）に関すること。

十八 道路法第九十五条の二の規定による公安委員会との道路交通規制に係る調整に関すること。

十九 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九十一条及び道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和二十六年運輸省・建設省令第一号）第二十一条第一項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣等の行う旅客自動車運送事業者の処分等に関し道路管理上の意見を述べること。

第九条中第五号を第六号とし、同条第四号中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 道路敷占用許可台帳（様式第三号）

様式第四号を様式第五号とし、様式第三号を様式第四号とし、様式第二号の次に次の一様式を加える。

(裏)

(断面図)

(断面図)

附 則

この規則は、平成二十年九月二十九日から施行する。

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年九月二十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社